

令和2年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和2年3月5日（木） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第21号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について
議第51号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算
議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員（8名）

1番 鈴木好彦君	2番 高田晃君
3番 小杉和也君	4番 板垣一徳君
5番 嵩岡輝夫君	6番 佐藤重陽君
8番 小杉武仁君	9番 鈴木いせ子君
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（6名）

河村幸雄君	本間善和君	稲葉久美子君
渡辺昌君	木村貞雄君	大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
総務課長	竹内和広君
同課参事	長谷部俊一君
同課人事管理室長	大滝誓生君（課長補佐）
同課総務管理室副参事	五十嵐博君
同課情報化推進室長	本間憲一君（課長補佐）
企画財政課長	東海林豊君
同課参事	本間孝則君
同課企画政策室長	田中和仁君（課長補佐）
同課財務管理室長	榎本治生君（課長補佐）

同課財務管理室係長	近藤和久君
自治振興課長	山田和浩君
会計管理者会計課長	大滝慈光君
消 防 長	鈴木信義君
消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
建設課日沿道対策室長	高橋和憲君 (課長補佐)
都市計画課都市政策室係長	鈴木孝志君

10 議会事務局職員

局 長	小林政一
次 長	内山治夫

(午前9時59分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第20号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長(企画財政課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

企画財政課長 おはようございます。議第20号、次の21号もこれ関連しているけれども、この議案については、いずれも平成2年度を始期とした第2次の村上岩船定住自立圏の共生ビジョンの策定に伴って、平成27年の第2回の定例会で議決をいただいた関川村、粟島浦村それぞれの定住自立圏形成協定の変更についてこのたび議決をお願いするものである。この議第20号については、そのうちの関川村定住自立圏の形成協定の変更をお願いするものである。この村上岩船定住自立圏の取り組みについては、平成27年に協定を締結をいたして、その定住自立圏の共生ビジョンに定めた29の事業の取り組みをこれまで進めてきている。その取り組みに当たっては、3市村の委員の方々から成る共生ビジョン審議会でその事業の進捗状況を報告をしながらこれまで進めてきているところであって、今年度末で第1期のその計画期間が満了ということで、第2次の共生ビジョンの変更に当たっても共生ビジョン審議会で審議をいただいて、昨年12月19日、今年度第2回の審議会を開催をいたして、この内容についてはご了承をいただいたところである。変更内容については、非常に少ない変更となっているが、これまでの変更は、取り組みの内容を基本としながら、各項目の取り組み内容やお互いの役割の部分について一部修正を加えたということである。もう一つ、あとは地域連携のところでは人口減少対策の強化ということで、連携強化を図るため解決に向けた取り組みを推進する内容ということで一部変更を加えたものである。以上である。

(質 疑)

- 高田 晃 今ほどの課長の説明よく理解しているのだけれども、この定住自立圏、平成27年に協定を結んだということで5カ年経過したわけだが、2点ほど。1点、この今までの若者の地域間交流の定住人口の促進という部分、これがいわゆる人口減少対策の取り組みの強化というふうに変わったという理解でよろしいのか。
- 企画財政課長 その取り組みについては、具体的にはこれまで婚活事業を実際やってまいった。ただ、婚活事業については、3年間定住自立圏ということで実施をいたして、成婚が1組ということで成果はあったのだけれども、それについて総括を行って、今民間でもいろんなそういう事業があるということで、公で公費を投資しながらこれを続けていくかというようなことも議論されて、そちらについては一区切りをして、どうしても婚活事業のそのイベントは単発のイベントになるので、そこでのその成婚をなかなかつなげていくというのは限界があるので、それよりもこれからは関係人口とか交流人口を増やしながら、ある程度時間をかけながらそこでそういう出会いの場を見つけていくようなところにつなげていけばいいのではないかということで、その項については修正をしたという、方向転換というか、そういう方向で今度は取り組んでいこうということで変えた部分である。
- 高田 晃 確かにこの協定の主目的というか、人口減少の抑制という部分があるので、そういった過去の事業の精査をしながら新しいものに展開していったということは理解できるのだが、この婚活事業については、今ほかのいわゆる市役所のどこかで担当していたか、婚活関係は。
- 自治振興課長 助成という、補助金の関係になってしまうのだけれども、自治振興課のほうでの担当があった。
- 高田 晃 ぜひこれこの定住自立圏の協定の中からは発展的に変更したということで理解しているのだけれども、今東海林課長からお話があった、なかなかその単発のイベントでは効果が見れないと。3年間で1組というふうな実績だったけれども、やっぱり民間の今市内だけでなく県内でもそういった婚活事業を手がけているいわゆるNPOとか民間組織があるので、その辺と連携して、できればこれも引き続きどこかの部署で取り組んでいただきたいなというふうに要望いたす。以上だ。
- 小杉 和也 同じで、農業振興のところで、具体的に海外輸出とかその基本戦略の部分が載ってきたのだけれども、こういうのが載ってきたときの議論というのか、その辺のところはつかんでいる。
- 企画財政課長 今米の生産というか、そちらのほうの販路というか、こちらのほうが新潟県の基本戦略だったり、そちらのほうで海外のほうへ拡大していくという方向にあるものだから、圏域のほうもそういう流れに乗って内容を変更したということである。
- 小杉 和也 計画を立ててこれから進んでいくわけだけれども、ある程度具体的な話というのもその審議会の中では説明とかはなかったのだろうか、今の件に関してとか。
- 企画財政課長 これからまた中身はあれだけれども、方向性としてはそういうふうに今やっていくということ、具体的な取り組みは例えぼうちであれば農林水産課が中心となってやっていくということになるので、細かいそのこれからではどうやっていくという、そこまでの議論というのは審議会の中ではされてはいない。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第21号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 今ほどあった第20号とこれ内容は同様であるが、協定の相手方が関川村でなくて、こちらは栗島浦村との内容についても、同様に必要な部分を変更したということである。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第25号 村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 おはようございます。それでは、議第25号は、村上市ほう賞条例の一部を改正する条例制定についてである。現行の条例では、ほう賞の対象要件の一つといたして特別職職員であり、区長または集落総代として10年以上在職された方と規定されているが、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部改正、会計年度任用職員制度の開始に伴って、区嘱託員については、非常勤特別職から行政協力員という形に変更になる。引き続き現制度を継続する形で、行政協力員として10年以上在職した方をまた続けて表彰したいという改正である。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第26号 村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 議第26号について、村上市行政不服審査関係手数料条例及び村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてである。村上市行政不服審査関係手数料条例は、平成28年4月に改正行政不服審査法が施行されたことに伴って、審査をする請求人がその手続における関係書類のコピーを請求することができることになり、その際の手数料を定めているものである。今般デジタル手続法が改正されたことに伴って、条例中で引用している法律名の変更及び条項ずれがあったので、改正をするものである。また、固定資産評価審査委員会条例においても、行政不服

審査法を読みかえて準用していることから、同様の改正が必要になったものである。
以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 山田和浩君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

自治振興課長 それでは、議第27号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、議第31号から議第33号において市有財産の譲与にも提案しているが、集落集会施設を関係地縁団体への移譲を進めるものである。間瀬集落センター、上中島集落センター及び下新保集落センターの3施設を移譲することに伴い、本条例から削除するものである。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第28号 村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第28号は、村上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が職員とは別段の定めをすることができる旨を定めたものである。会計年度任用職員の任用形態や任用手続に応じた方法でサービスの宣誓を行うことを可能とするものであって、その分を加えたと、追加ということである。

(質 疑)

高田 晃 今総務課長の説明で、会計年度任用職員の場合、サービスの宣誓が別段の定めということなのだが、何かそのいわゆる別段にする主な理由みたいなのはあるのか。

総務 課長 総務省から出たもので、会計年度任用職員を、私ども職員については、新しい地方公務員法の第31条で市長の前でサービスを宣誓したりするわけだけれども、全てそれをやるかというときに、簡略化してもいいと。ただ、そのやり方を定めろということだ。具体的に特別職非常勤職員から移行した場合には、任命権者の面前での宣誓書の署名を要さず、あるいは宣誓書を提出することでも足りるというようなマニュアルが出ている。では、どういう形になるかということ、例えば任用時期、先ほど時期

みたいなことも申し上げたが、同一の職につき再度任用することになったと。そのときは省略してもいいのではないかとか、あるいは採用時に服務の宣誓をやっている者、年度をまたがったとき省略してもいいのではないかとか、いろんな形での服務の宣誓を実施することが考えられるため、その弾力的運用できるように条例に規定しろという総務省からの通知というか、マニュアルで今回改正をさせていただいたものである。

高田 晃 よくわかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第31号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 今ほど議第27号の集落集会施設条例の改正があったけれども、議第31号については、間瀬集落センターを関係地縁団体である間瀬自治会に譲与するものである。

（質疑）

佐藤 重陽 これがいよいよ残るところ少なくなってきたのだけれども、前にも私聞いたと思うのだけれども、これで山北地区だけが残るぐあいになってしまうと思うのだ、今回の譲与をすることによって。これまだ受け入れないというところは、何があって受け入れられないのだったか。

自治振興課長 まだ地縁団体の関係・・・

佐藤 重陽 地縁団体。

自治振興課長 なる。そのほかの北中の生活改善センターについては、旧の農協の倉庫の2階を使っているわけなのだけれども、新しく建てたいという希望もあるので、それによって移るという可能性はあると今考えている。

佐藤 重陽 いい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第32号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 こちらについては、同じく上中島集落センターを関係地縁団体である上中島区に譲与するものである。以上だ。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第33号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 議第33号については、下新保集落センターを関係地縁団体である下新保区に譲与するものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第51号 令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 議第51号であるが、村上市土地取得特別会計の補正予算（第1号）についてである。歳入歳出予算の総額から496万1,000円を減額いたして、予算の規模を4,421万2,000円にしようとするものである。今回の補正については、本年度取得予定としていた都市計画道路整備事業の南中央線用地であるが、地権者と交渉をこれまでしてきたところであるが、年度内の取得が見込めないということで、令和2年度予算に改めて計上することといたして、今年度の予算についてはこのたびの補正により減額するというものである。8Pから9Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、第2款第1項1目土地開発基金借入金で496万1,000円を減額いたして、次の10P、11Pでは、歳出のほうで、第1款第1項第1目の土地取得費で公有財産購入費を同額の496万1,000円を減額するものである。それから、戻っていただいて、4Pであるが、繰越明許費である。こちらについては、朝日まほろばインターアクセス道路整備事業用地の取得に関連してであるが、こちらについては、地権者23名の方々のうち20名の方々については既に売買契約も終わって登記手続を現在進めているところであるが、残り3名の地権者の方については相続等の関係で手続が今時間が要するというので、年度内の所有権移転登記が完了が見込めないということで、このたび繰り越しをお願いするというものである。以上である

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第51号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第11号 令和2年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

企画財政課長 それでは、議第11号、土地取得特別会計の予算である。予算書のほうの219Pをお開きいただきたいと思う。令和2年度の当初予算の総額は500万8,000円としている。225Pから226Pに内容がある。初めに、第1款財産収入では、第1項財産運用収入で土地開発基金運用収入4万4,000円を、第2款財産売払収入では、土地売払収入1,000円ということで項目計上をいたしている。続いて、第2款土地開発基金借入金であるが、先ほど補正の議第51号の補正であったとおり、都市計画道路南中央線の道路取得用地について、令和2年度に改めて計上ということで496万2,000円を計上している。第3款諸収入では、雑入で1,000円ということで項目計上をいたしている。次に、歳出であるが、第1款財産取得費のほうで、土地取得費496万2,000円を、第2款諸支出金では、第1項土地開発基金費で土地開発基金の利子の積立金ということで4万4,000円、それから2款第2項土地開発基金償還金及び第3款予備費では1,000円をそれぞれ項目計上をいたしている。なお、令和2年度末の土地開発基金の残高の見込みであるが、3億2,512万175円であって、内訳では、現金分で9,046万8,506円、土地の部分で2億3,465万1,669円となる見込みである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 議第12号 令和2年度村上市情報通信事業特別会計予算、予算書の229Pである。229Pをお開きいただきたいと思う。予算の総額は4億1,000万円ということで、前年比1億330万円の減の予算となった。主な要因については、後ほど説明させていただくが、地方債の償還額、要は公債費の減によるものである。内容についてご説明申し上げます。予算書の235、236P、右側の説明欄で説明をさせていただく。1款分担金及び負担金については、情報通信施設の負担金ということで、新規加入の分前年度と同額55万円を見込んだ。2款の使用料及び手数料については、現年度分で5,196万8,000円ということで、昨年度と41万5,000円減だが、契約件数の減を見込んでいる。放送手数料については項目計上である。一般会計の繰入金であるが、今ほど申し上げた公債費の減分があるので、一般会計の繰入金3億2,905万7,000円ということで、前年度比1億288万8,000円と大幅な減になっている。うち、起債の償還分は1億487万4,000円である。前年度繰越金については科目計上である。5款1項雑入については光伝送路、要はNTT東日本ほか14社に貸し付けている光回線等の貸付料、ほぼ前年と同額である。このほか道路改良工事等支障施設工事補償料とい

うことで、3件分の補償料を見込んでいる。続いて、歳出の説明をさせていただく。おめくりいただいて、237P、238P、同じく右側の説明欄で説明をさせていただく。1款総務費の1項総務管理費の1目一般管理費になるが、情報通信事業一般管理経費といたして1,048万6,000円、前年度から542万9,000円の減となっている。主な要因の大きいものは消費税である。昨年度466万4,000円計上していたものが125万5,000円ということで、今年度340万9,000円の減となっている。そのほか昨年度料金回収代行の廃止に伴って、その準備経費等で計上したものが今年は不要になるので、それらの経費。あるいは、代行をやめた関係の代行手数料で減と、合計で542万9,000円の減となっている。2の情報通信事業職員人件費については、3名分の人件費を見込んでいる。続いて、1款1項2目の施設管理費関係だ。1番、山北地区施設維持管理経費9,723万5,000円ということで、昨年度より256万8,000円の増となっている。主なものについては一番下になるが、情報センター機器等リース料、情報センターの無線伝送装置の更新分の経費で272万円ほどかかっている。これは、更新の時期が来たということで更新を行ったものである。2番の朝日地区施設維持管理経費についても1億1,122万6,000円ということで、前年度より298万2,000円の増となっている。おめくりいただいて、240Pのほうにその詳細がある。今ほど申し上げましたUPS等の更新の分は、下から3つの電算関連機器リース料、これがUPSのものである。これについては、今まで6カ月分のUPSだったものが年度1年分ということで、その分で131万2,000円の増となっている。そのほか、1款1項2目14節工事請負費460万円を計上させていただいた。昨年度よりも110万円ほど増えているが、県道、河川と5カ所、プラスその他の修繕で110万円の増額補正とさせていただいている。3番の神林地区施設維持管理経費については8,887万5,000円と、前年度プラス37万9,000円で、ほぼ前年と同じような中での通常の重なる経費あるいは現計費を計上させて、通年どおりの予算計上とさせていただいた。続いて、2款の公債費である。冒頭説明申し上げたように、起債償還元金が7,555万円ということで、昨年度より1億2,093万1,000円、利子についても80万1,000円ということで、194万3,000円と大幅な減になっている。3款予備費については200万円、急などうしても支障工事費とか出てきているので、計上させていただいたものである。以上である。

(質疑)

鈴木 好彦 財源の内訳として、特定財源、その他とあるが、これは一般会計からの繰入金という意味だろうか。

総務 課長 一般会計の繰入金と、それから工事補償料が基本的に・・・

(何事か呼ぶ者あり)

総務 課長 室長のほうで答弁する。

情報化推進室長 光伝送路使用料というものがあって、NTTやKDDIに線を貸している分の歳入がある。

(「それが歳入になります」と呼ぶ者あり)

鈴木 好彦 わかりました。

高田 晃 240P、施設管理費の朝日地区の施設管理経費の中で、自主放送番組制作業務委託料757万5,000円、これは朝日ネットのことか。

総務 課長 あさひちゃんねるである。

高田 晃 私ちょっと朝日地区の住民でないので、あれだけれども、このあさひちゃんねるの

視聴率とか、そんなものなんて出せるものか。

総務 課長 情報化推進室長のほうでお答えする。

情報化推進室長 視聴率のほうは出せない。計測をしていないので・・・

高田 晃 何していない。

情報化推進室長 計測とか、そういったことをしていないので、出すことができない。

高田 晃 そうすると、もう物理的に無理だということか。

情報化推進室長 そのとおりだ。

高田 晃 わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に委託された案件の審議を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）散会を宣する。

（午前10時40分）